

袋井市告示第 232 号



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による袋井駅南田端商業土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から、次のとおり本市内の字の区域を廃止することについて、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 12 月 23 日

袋井市長 原田 英之



小字を廃止する区域

大字高尾字松尾前の一部、字蜂尻の一部、字零餘子の一部、字町の一部、字加空の一部及びこれらの地域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

地番等は省略し、関係書類は袋井市総務部総務課に備え置く。